

大阪障害者職業能力開発校 昇降機設備修繕工事
随意契約及び比較見積省略理由書

大阪障害者職業能力開発校については、平成 4 年度に開設してから 30 年以上が経過し、建物及び設備全体が老朽化しており、施設内にある昇降機（3 基）のうち 1 台が故障している。残りの昇降機についても、同様に故障する恐れがあることから、すべての昇降機について老朽化した部品交換等の修繕工事を実施するものである。

日本エレベーター製造株式会社は、施設開設時に昇降機を施工した業者であり、当該昇降機の修繕（部品交換）については、メーカーである当社のみ施工できるものである。

については、地方自治法施行令第 167 条 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結することとし、大阪府財務規則第 62 条運用関係 2（1）により比較見積書を省略するものである。